

平成25年4月30日

高松市議会議長 殿

氏名 大西 智



政務調査費収支報告書

高松市議会政務調査費の交付に関する条例第6条により、次のとおり平成24年度の交付に係る政務調査費の収支を報告します。

1 収入 1,200,000 円

2 支出 407,497 円

支出の内訳

(単位:円)

経費の区分	金額	摘要
1 研究研修費	309,856円	内訳別紙のとおり
3 資料作成費	1,971円	〃
4 資料購入費	95,670円	〃

3 残額 792,503 円

注

- 「経費の区分」欄には高松市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則別表の左欄に掲げる経費の区分を、「金額」欄には当該経費に充てた金額の総額を、「摘要」欄には当該経費の区分における支出の内訳について同表の右欄に掲げる費用ごとの金額を、それぞれ記入すること。この場合において、同表第9項の経費について記入するときは、支出した金額ごとに「摘要」欄にそれぞれの具体的な内容を記入すること。
- この報告書には、領収書等の証拠書類の写しを添付すること。

政務調査費 金銭内訳票

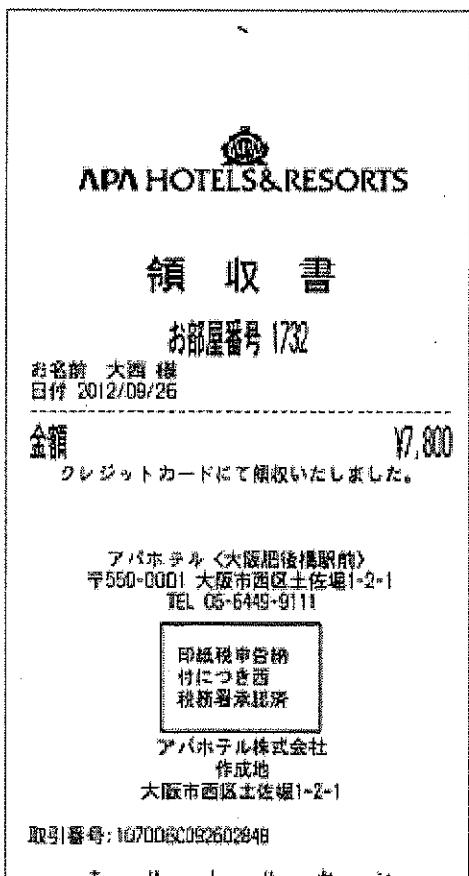
高松市議会議員 大西 智

項目	内訳	金額(円)	項目	内訳	金額(円)
1 研究研修費	1 会場借上げ料		5 広報費	1 広報紙等印刷費	
	2 講師謝金	1,428		2 広報紙等送料	
	3 出席者負担金	95,000		3 会場借上げ料	
	4 会費	6,000		4 湯茶代	
	5 交通費	109,940		5 その他の費用	
	6 宿泊費	51,050		1 会場借上げ料	
	7 その他の費用	46,438		2 印刷費	
2 調査旅費	1 交通費		6 広聴費	3 湯茶代	
	2 宿泊費			4 その他の費用	
	3 その他の費用			1 給料	
3 資料作成費	1 印刷製本費	1,971		2 賃金	
	2 委託料			3 労働保険料等	
	3 事務用品購入費			4 その他の費用	
	4 事務用機器賃借料		7 人件費	1 賃借料	
	5 その他の費用			2 維持管理費	
4 資料購入費	1 図書購入費	95,670		3 備品購入費	
	2 資料等購入費			4 事務用品購入費	
	3 その他の費用			5 事務用機器賃借料	
				6 その他の費用	
			9 その他の経費	1 その他の費用	

政務調査費領収書等添付用紙

使途項目	1-(3)
貼付欄	
<p style="text-align: center;"><u>領 収 証</u></p> <p style="text-align: center;">大西 智 様 24年9月26日</p> <hr/> <p style="text-align: center;">★ ￥15,000</p> <p style="text-align: center;">但 9/26 セミナー受講代として 上記正に領収いたしました</p> <p style="text-align: center;">〒541-00 [REDACTED] 大阪市中央区北久宝寺町1-5-8-5D 地方議員研究会 [REDACTED]</p>	
<p style="text-align: center;"><u>領 収 証</u></p> <p style="text-align: center;">大西 智 様 24年9月27日</p> <hr/> <p style="text-align: center;">★ ￥15,000</p> <p style="text-align: center;">但 9/27 セミナー受講代として 上記正に領収いたしました</p> <p style="text-align: center;">〒541-00 [REDACTED] 大阪市中央区北久宝寺町1-5-8-5D 地方議員研究会 [REDACTED]</p>	
(補記) 地方議員研究会主催セミナー「議会改革集中講座(9/26,27)」の受講料	
備 考	

政務調査費領収書等添付用紙

使途項目	1-(6)
貼付欄	
	
(補記) 地方議員研究会主催セミナー「議会改革集中講座(9/26,27)」の宿泊費 ※食事なしプラン料金	
備 考	

政務調査活動記録票

氏名 大西智

年月日	平成24年9月26日(水) 27日(木)
場所	大阪市淀川区西中島6-5-3 サムティフェイム新大阪
相手方	地方議員研究会主催の「議会改革集中講座」に出席
目的・内容 ・結果等	<p>＜目的＞</p> <p>全国の地方議会において行われている「議会改革・改善」について、その目的、効果、課題等の現状を把握し、議会改善の取り組みに生かしていくことを目的に、地方議員研究会主催の「議会改革集中講座」に参加した。</p> <p>当セミナーでは、</p> <p>○1日目「議員定数と議員報酬の動向」</p> <ul style="list-style-type: none">・本来の議員報酬の考え方・議員定数の本質とは・るべき議会・議員とは <p>○2日目「議会改革の最前線」</p> <ul style="list-style-type: none">・議員の機能強化に向けて・動き出す自治体議会・先進市の現状と課題 <p>について、講義が行われた。</p> <p>＜講義内容＞</p> <p>○1日目「議員定数と議員報酬の動向」</p> <p>(1) 議員定数</p> <p>議員定数と報酬の関連性は、議員定数は「住民の意見反映に必要な人員」、報酬は「活動の対価」であるため、定数と報酬はあまり関連性がない。</p> <p>議員定数の根拠は地方自治法であり、平成23年一部改正により、定数の上限が撤廃され制限無しとなった。そのため、議員定数は条例によって定められることとなる。</p>

定数を考えるにあたっては、

- ① 会議体としての議会の能率的な運営
- ② 多数の住民が推す優れた人材の選出
- ③ 地方公共団体の組織全体との均衡

などの要件と、

- ① 歳出に占める議会費の割合
- ② 定数減少にかかる監視機能への影響
- ③ 面積及び人口にかかる多様な住民意見の議会への反映の可否

などを留意する必要がある。

議員定数に対する住民の理解度を高めるには、

- ① 経費削減による議会改革
- ② 機能を高まることによる議会改革

などがある。

(2) 議員報酬

一般的に報酬とは、一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付のことである。

議員報酬は、一般の報酬の概念のほかに、その地位に対し、職務と責任に応じて与えられ給付的性格を有する給与的な性質を併せ有する広い概念で用いられている面もある。

議員報酬を決定する要因としては、

- ① 各団体の議会活動状況
- ② 財政事情
- ③ 住民所得水準
- ④ 類似団体との比較均衡
- ⑤ 世論の動向

などがあり、生活保障給ではないとしても、議員報酬は名誉職的な考え方のもとに、低額なものであってよりというものではなく、議員の実質的な職務の質と量に相応しい相当な額が保障される必要があることに留意する必要がある。

○2日目「議会改革の最前線」

(1) 議会改革の必要性とその契機

なぜ、議会基本条例制定をはじめとする地方議会の改革が必要であるのか。

それは、議会が二元代表制のもとにおいて議会が有する監視機能と政策立案機能を十分に果たしていないからである。

二元代表制の現状は、

- ① 長が与党的な勢力を議会に形成することにより議会の監視機能

- が十分に機能しない
- ② 長が議会に与党的な勢力を形成できない場合、執行権を行使するのが困難になる場合あり
 - ③ 政策立案機能がほとんど働いていない
 - ④ 議決機関としての役割を果たさず、追認機関となっているなど、二元代表制が完全に機能していないという課題がある。
- そこで、住民の根強い議会不信を払しょくするには議会改革が必要であり、その方法としては、
- ① 議員定数及び議員報酬の削減による経費削減による議会改革
 - ② 住民の多様な意見を集約しそれを議会に反映することにより住民から負託を受けた議会として、より役割を果たすための審議の充実、機能強化による議会改革
- などがある。

(2) 議会基本条例

議会基本条例とは、議会の活性化と充実のために議会運営に関する事項及び情報公開並びに住民参加を基本とすることを定めた条例である。

但し

- ① 地方自治法に沿いながら、独自の議会運営のルールを創造しようとする場合
- ② 現行の地方議会法制という枠を超えて、今後の議会のありかたを定めようとする場合

があるが、議会基本条例を制定しただけでは何の効果も生じないことに注意が必要。

基本条例を制定することは、議会改革をするための一つの手段ではあり目的ではない。

(3) 議会基本条例制定の留意点（自由討議）

自由討議とは、議員間において意見交換や政策討論を行うことをいう。自由討議を行うことにより、議員間における一致点や対立する論点をみつけることが可能。

しかし、対立する論点について各議員が互譲や妥協することによりどこまで歩みよることができるかがカギとなる。

自由討議の必要性としては、

- ①議会における審議の大部分が執行機関との質疑・答弁による議論に終始してしまっており、議決機関としての議会の意思決定にあたっての議員同士の意見交換や論点の抽出がほとんど行われていない

②会期が短いことから意見をいかんなく述べることが困難であったり、少数者の意見の発表の場が制限されていたり、議会における徹底した論議が行われない状況がある

③本会議や委員会の正規の議会活動の場でなく、なれあいの事実上の場において執行部への事実上の要望等において実現を図る場合があり、行政執行が不透明となる場合がある
などからである。

自由討議の問題点と課題は、

- ①議会において、会派性をひいていること、自由討議の効力が半減すること
 - ②発言順序や発言時間等の制限を伏すことは適当でないこと
 - ③自由討議の場が議員の演説の場になってしまふこと
 - ④議員同士による議論をすること自体が困難であること
- がある。

(4) 議会基本条例制定の留意点（反問権）

法律上、執行部が議員に対し質問する反問権または質問権は、地方自治法上根拠規定がない。

質問権は、議会が有する執行機関の行う執行行政を監視する権限である監視権に由来するもの。

議会は当該団体の事務について執行権を与えられていない。

反問権の必要性は、

- ・議員が政策提言した事業について予算上の措置がない場合にたどり着く場合
- ・議会としての意思がどこにあるのかを執行部として疑義を質す場合
- ・長が述べた意見に対し、議会としてどう考えるか問う場合
- ・執行機関への質問が不明瞭な場合にその意図するところをたどり着く場合

などがある。

反問権は、議員が無責任な政策言動や意見表明を行うことを抑制すること効果がある反面、長と議会が政治的な立場等から、感情的な対立を引き起こしているような状況においては、理性的な反問権の行使がなされない場合があることに留意が必要。

<結果等>

現在の議会には、二元代表制のもとにおいて議会が有する監視機能と政策立案機能を十分に果たしていくことで、住民の根強い議会不信を払しょくすることが求められている。

	そのための議会改善・改革は、手法であり目的ではないことを認識し、真に地方議会の役割を果たし、住民の付託に応えるものとしなければならない。
備 考	

政務調査費領収書等添付用紙

使途項目	1-(3)、1-(6)	
貼付欄		
<p>領収証 RECEIPT</p> <p>JTB 中国四国</p> <p>B no. 037987</p> <p>大西智 様</p> <p>平成24年10月29日</p> <p>下記の金額正しく領取いたしました。</p> <p>¥ 5,000 円</p> <p>第7回全国市議会議長会研究フォーラムin松山</p> <p>参加費として</p> <p>支拂はれて</p> <p>領取者印: (Redacted)</p> <p>振込印: (Redacted)</p> <p>現 入</p> <p>申 請</p> <p>請取者氏名: 領取者が決してないもの及び虚偽のもの及び不正確な記入をなすものは拒否します。</p>		
<p>領収証 RECEIPT</p> <p>JTB 中国四国</p> <p>B no. 037988</p> <p>大西智 様</p> <p>平成24年10月29日</p> <p>下記の金額正しく領取いたしました。</p> <p>¥ 9,500 円</p> <p>第7回全国市議会議長会研究フォーラムin松山</p> <p>宿泊費として</p> <p>支拂はれて</p> <p>領取者印: (Redacted)</p> <p>振込印: (Redacted)</p> <p>現 入</p> <p>申 請</p> <p>請取者氏名: 領取者が決してないもの及び虚偽のもの及び不正確な記入をなすものは拒否します。</p>		
<p>(補記) 第7回全国市議会議長会研究フォーラム in 松山(10/10,11)</p> <p>1-(3) 参加費 5,000 円</p> <p>1-(6) 宿泊代 9,500 円※食事なしプラン料金</p> <p>備考</p>		

政務調査活動記録票

氏名 大西智

年月日	平成24年10月10日(水) 11日(木)
場所	愛媛県松山市道後町2-5-1 ひめぎんホール
相手方	第7回全国市議会議長会研究フォーラムin松山に出席
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>市議会が真の地方自治の担い手として市民の付託と期待にこたえるには、これまで以上に自己研鑽、自己研鑽に努めなければならない。</p> <p>そのため、全国の市議会議員が一堂に会し、さらなる議会の機能強化を目指し、共通する課題や今後の議会のあり方について意見交換を行うとともに、議員同士の一層の連携を深めることを目的に開催された、第7回全国市議会議長会研究フォーラムに参加した。</p> <p><内容></p> <p>議会が有する政策立案機能及び監視機能により政策形成の在り方をどうすべきかを中心に、大震災における議会の役割についても広く討議。</p> <p>○プログラム</p> <p>第1部 基調講演 「地方自治の課題と議会のミッション」 片山善博 前総務大臣・慶應義塾大学法学部教継</p> <p>第2部 パネルディスカッション 「地方議会における政策形成の在り方について」</p> <p>第3部 意見交換会</p> <p>第4部 課題討議 課題「大震災における議会の役割」</p>

第一部 基調講演 片山善博

「地方自治と課題と議会のミッション」

○地方議会の課題とは

- ・地方分権、財政再建

○違う観点からの課題

- ・S 2 2 地方自治法成立 それなりの骨格ができた
- ・地方自治、遅々と進んできたいいくつかの改革
- ・地方自治、地方でできることは多くなつた

○現状の制度でもっとやるべきことがあるのではないか

○地方自治の役割

- ・二元代表制 首長 議員
- ・どっちが最後に役割、責任を果たすか、議会である
- ・市議会議員が最終的な決定権を持っている

○自治体の行政でなにが一番重要か

- ・教育
- ・小中学校は市町村 すなわち、教育の大半は市町村
- ・大半が地方自治体で処理できる仕組みになっている
- ・過去は、国の関与が強かつた
- ・県の教育の責任者を決定するのに、文部省の承認（同意）が必要であった
- ・同じく、市町村は県の承認が必要であった
- ・出来ない理由が国の承認であった
- ・しかし今は必要なくなった（教育委員選任同意）八百長！
- ・現在の問題の責任は、国、県といえなくなつた
- ・このように、地方分権（主権）改革は進んでいる
- ・だからこそ、議会の責任は非常に大きい

○市町村のガバナンスが問われている

- ・責任が市長にあるも一利あるが、最終的に同意するのは議会である
- ・このことたら、誰に責任があるかといえば、議会である

○議会の責任

- ・財政の状態、職員の状況、学校運営、うまくいっているかをチェックするの

○二重の責任

- ・同意の責任
- ・把握、チェック、改善への責任

○課題は山ほどある

- ・県における教育行政、市町村における教育行政
- ・県は、市町村へ教員を派遣している。給与も知事名で払っている。

○一保護者としての教育行政（6人のこども）

- ・東京に状況、鳥取の状況
- ・両面から見た教育行政は課題が非常に多い

・教員の多忙化

・モンスター・ペアレント

○課題はわかっているが、改善しない

・取り組んでいないのではないか

・改善策はある。(北欧の例)

・不登校対策 メンタルケアの専門家 かなり効果

・日本はやらない。なぜか。国の制度がないから。

・費用がかかっても、地方自治で一番重要な教育に市が独自で、

・本来、参考人質疑に教育委員、校長を呼べばいい

・予算が不足しているなら、出せばいい

○効果を疑問視されるイベントに

○教育の管理責任

○教育現場の非正規化

・教員を派遣する県の責任はあるが

・経営者である市町村の責任は大きい

○なぜ、こうなったか

・三位一体改革で、国における教員の給与負担を2分の1から3分の1へ

・当時反対は、少数派であった

○なぜ反対か

・自由度は増すが、削る自由も増える懸念から

○どのように減らすか

・退職教員の補充を非正規へ

・財政が苦しい県は、実施してしまう。

・正規率 約9割

・小中学校の教員の給与費用は、県に入っている。しかし非正規化で浮いた費用を他の財源にまわしている。

○非正規化による影響

・担任を担えるのは、正規のみ。

・子供と向き合い方

○県に言えばいいがなかなか言えない(2つの問題)

・教育長の出身は、教員OBが多い

・県教委には、顔がきくが、者は言いに食う

・県教委に者がいえるのは、教育委員(民間)しかし言えない

・なぜか。月一度の委員会のみ参加と思っている。

・手当を日当性にしている自治体

・月に1度が出ないが間違い。

・このようなことを言うのが議会である。

・教育委員の手当が低すぎる

・教育委員に重農なのは、時間的余裕がなければならない

- ・責任を持って学校現場の責任を把握する
- ・いい加減な専任、いい加減な専任同意

○教育委員会の問題は首長、議会の責任

○教育現場の品質管理

- ・過去教育委員は選挙で選んでいた
- ・教育委員会は、政治的、宗教的から中立でなければならない。このことから、教育委員会が必要である。
- ・選挙をやめたのは、中立性を保たなければならない委員会。選挙は、党派的要素が強いため。
- ・そのため、選挙に匹敵するほどの管理が必要。
- ・どのように。 議会に呼んで聞く。
- ・そのことが、教育委員会の品質管理になる。
- ・そうなれば、今の額では、割に合わなくなる。
- ・市場原理。なり手がなければ、報酬を上げるしかない。市場原理。
- ・教育委員が大丈夫かということは、住民は聞きたいが聞けない。聞けるのは議会だけ。それが責任。

○首長の権限

- ・首長がなんでもできると思われているが、最終の決定権は議会である。
- ・犬のブリーダーに対する苦情 現行法はクリアしている。その際、議員立法で条例を作った。
- ・首長が目立って、議会の存在が薄れている。
- ・首長は1人のため、多くの意見に対応できない。
- ・また、あたりはずれがある。
- ・議員は多数いるため、平均化しまともな意見となる。

○もっと住民に議会の役割を認識してもらう必要がある

- ・そのことで、議会へ意見が多くだされる。
- ・それが、議会の成長につながる。

○議会報告

- ・人は決まったことへの関心は低い。
- ・決まる前に意見を聞き、それを集約して議論し決定
- ・それが開かれた議会となる。

○公聴会

- ・もっと聞くべき
- ・市長提案の是非に対して、もっと多くの意見を聞けばいい

○もっと多くの人が議会にこれるようにする

- ・それが開かれた議会となる。

第二部 パネルディスカッション

○政治をやっているか

- ・政治とは、設計 監修 提案 集約 の4つの役割

○議会を良くする側面

- ・1つ 量的側面 議員定数、報酬（行政改革）
- ・2つ 質的側面（政治改革）

○政治改革としてのディスカッション

○政策形成のありかたをめぐる地方議会の (江藤)

○行政改革と、議会改革は全く違う

- ・行政改革は、削減の論点
- ・議会改革は、地方民主主義の実現

○2つのレベルでの地方議会

○水戸黄門主義 大阪市 名古屋

- ・一度変わっても、居なくなつたときまたわるくなる。

○市長と議会が切磋琢磨する

- ・議会の政策サイクルを作り出すための議会の確認

○議会の議決

- ・議決前夜寝られるか
- ・議会に莫大な権限を与えていた

○議会の討論を聞くことで自分の意見を発見する

- ・議員間討議が必要

○議決責任の自覚が重要

- ・議決責任には、説明責任が必要

(金井) P 17

○地方議会という言葉を使わない

- ・この議会の場合は自治体議会を表現する

○だれが中心となって

- ・主役と脇役
- ・主役が誰かは決まっていない。
- ・主役の形成が政策形成となる。
- ・現在議会は、脇役として存在している
- ・しかし、ただの脇役ではない。
- ・拒否権プレーヤー
- ・民間団体の説明会には、拒否権プレーヤーはない
- ・議会が主役となることはできない。
- ・現実をわきまえたうえで、議会改革を行う。
- ・わきまえていないと、かえって怪我をする。

(坪井) 朝日新聞

○2011年 全国市区町村自治体アンケートを実施

○ダメ議会三冠王 3ない議会

- ・提案議案の修正本数

- ・議員提案の条例

- ・議員個人の賛否公開

- ・3ない議会 全国653議会 36%

○予算が膨らむ時代はよかつたが、縮小する時代では、何を削り何にまわすかは、公開で討論をする必要がある

○政策形成の現場の割には、そうなっていない

○投票率がものすごい勢いで下がっている

(寺井 松山市議会議長)

○市民の議会に対する関心

○政策形成とは、

○政策とは

(金井)

○自治体が具体的にどのような事業を行うか、市町村をどのような方向に

○普段やっていること

(江藤)

○予算も政策

○個別よりは、全体と考える

○条例提案とう、3ない議会

- ・2000年代まで、そもそも期待されていなかった

- ・認められていなかった

- ・このことから、

○民意の吸収、20世紀と21世紀の地方議会

○立法機関としての議会

(金井)

○そもそも議員提案条例は不可能に近いことを理解していない。

○調整を行うには、手足がない。(首長には職員がいる)

○それよりは、議決権を使いこなしているのかが大きい

○表面的には、修正、否決だけではない

○政局判断を議決権として使っている

(坪井)

○これまでの地方議会は、国や県の言うとおりにしていればよかつたかもしれない

- ・しかし、2000年の地方分権一括法により、地方に権限が下りてきた。

- ・結果して、首長と議会のバトルになってきたと思っている。

- ・それならば、議会は首長となれあっていないことを、住民に知らせることが必要である。

○首長の当たり外れ

- ・日本は、統計的にいうと4分の1の指示で首長となる
- ・このことは、一部特定の価値観の者の意見で行政運営がなされることとなる
- ・その暴動に歯止めをかけるのが議会である

(伊藤)

○地域民主主義をどのようにしていくか

- ・行政サービスの面では、主役になれないが、
- ・拒否権プレーヤーだけではないと思う。
- ・もともと、拒否権プレーヤーとなるには、政策立案能力がなければできない。
- ・地方議会は、首長と議会が切磋琢磨して特徴を生かして
- ・首長と同じことをすることは意味がない。合議体の特徴を生かしてどのように関わっていくか。
- ・首長、職員の実施の隙間をどう担っていくか。

○立法権をどう見るか

- ・自治体は立法権があると考える。
- ・議決権の重視をもっと重要視して活用しないのか。
- ・自治体機関をレベルアップするための議会の役割
- ・議員は質問をするのが仕事ではなく、それを持って議決権にいかにいかしていくかが、二元代表制の大きな役割である。
- ・議員同士が、どれほど議論して実施するか

○あり方を具体的にどのように行うか

(坪井) 朝日新聞

- ・議員の発想を変えてほしい、自覚してほしい
- ・首長と議会が対立した時は、住民の支持はどちらにあるか
- ・議員がただすべき項目を果たせば、議員の役割が果たせる。

(金井) 東大

- ・脇役が今一であることが、問題である。
- ・切られ役となれ
- ・同じことをするな 議会は、プロデューサーの役割を担う
- ・さまざまな人が活躍できる場面を創ることがプロデューサーとしての役割。
- ・審査員であり、演技者でない。
- ・これまでの議員は、自分たちが俳優であると勘違いしているため、他から俳優を呼ぶことを嫌う。
- ・さまざまな、人を呼び、話を聞き、それによってジャッジすることが役割。

○議会基本条例は必要か

(江藤)

- ・議会は個人の議員ではないため、議会としてのジャッジをしなければならないことが重要である。
- ・政策（条例）を創る、これまでの条例を評価することの動きがでている。

- ・議会報告会：広聴機会を含ませている（あいづ若松）
- ・審議会には、議員は参加しないため、情報が入ってこない。そのため、公聴会を活用することは効果的である。

○自治基本条例

- ・近年、ナショナルルールに対してローカルルールを作ってきた
- ・議会の役割とうについて、地方議会のローカルルールをつくり確認することは、意味がある。

Q 地方自治体は、国に財源ばかり求めるなどを批判されたが、権限役割と財源が伴っていないため、削減につながってしまう。

A 住民が訴え出るときに、国がいいのか地方がいいのかと思った時にどちらがいいかと思えば、地方である

Q 議員立法しても議員は予算を持っていない

A アメリカ連邦議会 予算、立法とも議会
日本は、そうなっていない。

議会も予算編成に関わるべきと考える。

財務局、市長が実施している予算査定をするための、労力をかける覚悟が必要。

<予算査定の傍聴ができればいいのでは！>

決算委員会で事業仕訳している自治体もある。その際に、個別詳細な資料請求をし、査定することで決算審査としている。決算委員会は重要である。

Q 民主党政権になり、地方行政に対してバラマキをやっており、誰が首長があつても担えたのではないか。

A ルールを明確にすることをやっていたいただきたい。

Q 公聴会への参加者は反対の方が詰めかけるが、よいやり方は

A 審議会等のやり方を参考に

・公募、抽選、世代を選択して、要請して来てもらう。

・さまざまな方が来られる仕組みにすることが重要

・付託された票以外の声を聞く必要がある

2日目 第4部 課題討議

課題 「大震災における議会の役割」

コーディネーター 牛山 久仁彦 明治大学教授

報告者 平田 武 南相馬市議会議長

渡邊 武 名取市議会議員

伊藤 明彦 陸前高田市議会議長

コメンテーター 中畠 章 明治大学名誉教授

(牛山)

○現在復旧復興の最中であり、また、今後おこるかもしれない災害に対して議会はどう

う対応すべきかについて課題討議をしたい。

<事例報告>

(福島県南相馬市)

○地震、津波、原発事故の複合災害にあった。原発事故を中心に報告。

○震災最中

- ・議会、一般質問最中

○原発災害

- ・国からの指示は一切なかった
- ・10km圏外の市町村には、
- ・市内居住人口は1万人 現在4万人 62.9%まで回復

○震災後の対応

- ・直後は、個人的な活動
- ・3月15日

○避難区域の設定

- ・地域別にすべき
- ・避難への一体感がなかった
- ・地域が分断された

(宮城県名取市)

○議員2名が、震災後の避難」誘導により死亡

○全ての連絡手段がマヒ

- ・災害における、議会の在り方が課題となった。

(中畠)

①議会が危機管理に加わる

- ・日本では、危機管理が実施するものとしている
- ・地域防災計画に議会の役割をいかにおくか
- ・BCP（業務継続計画：企業の考え方）にも議会が関わっていない
- ・執行部としては、口を出してほしくない
- ・住民からは、議員はなにをしていたのかの声がある
- ・議員個人としての活動と、議会としての活動は違う。
- ・執行部からと、住民からの2つの圧力に対してどのように対処していくかが求められる。

②これまで議員はなにをしてきたか

- ・危機管理への認識、知識が低い
- ・市町村議員の顔と名前が知られていない
- ・復興に対して頼りになるとの考え方、市議会議員2%

③これから議会はなにをすればよいか

- ・復興等の際、議員である、公務であることが解るようにする必要がある。

○今後のマニュアル整備

(陸前高田)

- ・市役所が水没、ライフラインの通信手段が断絶
 - ・議員の役割を決めておく必要があったと感じる
 - ・同じ被災者ではあるが、地域での中心になり、個人で活動はしている
- (南相馬)
- ・原発は、見えない、情報がない、
 - ・議会は、一定の方向性を持っておく必要がある
 - ・不安定のなかにあって、方向性を示せる体制をとっておく必要

○議員の地域におけるリーダーシップ

(名取)

- ・犠牲になった方の大半は、沿岸地区。
- ・地元の違う議員は地域に入りにくい
- ・議員は、援助はできても、指導をするのは難しいと感じる

(陸前高田)

- ・議員は、どうしても地元地域の避難所等における援助となる
- ・時間経過にともなって避難所におけるニーズはかわる
- ・タイミングにより関わりづらくなることもある
- ・住民に選ばれた執行部がいなくなった際の、住民から選ばれた議員の役割は大きい
- ・住民の合意形成を行っていくうえで、議員の役割は大きい

(南相馬)

- ・原発、水素爆発の報道をもとに、住民自身の判断で避難をしていくことで、弱者のみが避難所に残る状況となつた
- ・他市に、援助をもらい、他市との関係の重要性を認識
- ・協定でいいのかとの考え方

(南相馬)

- ・防災対策基本法の修正も必要と考える

(名取)

- ・災害対策本部には入れない。しかし、議員としては、災害対策本部に入るよりは、住民の状況、意見の把握おいて、行政への連携が重要であると感じている。

(陸前高田)

- ・被災者にとっては、執行部も議員も関係なく、支援を求めている。
- ・合意形成、リーダーシップ、
- ・民意の中継

○今後どのように進んでいけばようか

(中郷)

- ・妙案はすぎには出ない
- ・マニュアルの必要性（中身が重要）

	<ul style="list-style-type: none"> ・情報：議員に伝える仕組みの構築が必要（行政の状況を把握する） ・会派：会派があると首長としては進めやすい ・災害には3種あることを前提に <ul style="list-style-type: none"> ① 小規模：単体で対応可能 ② 近地協力により対応する状況 ③ 戦争状態における対応 ・議員に考えてほしいこと（活躍してほしいこと） <ul style="list-style-type: none"> ① 啓蒙活動 <ul style="list-style-type: none"> ・自助の重要性 ・K Y T ② 議会版のB C Pの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・議員としての後方支援をどのように行うか <p>○事後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界でこれだけの行政対応ができる国はない ・自ら被災しても、悲しみと向き合いながら公平性を保つ ・しかし、前例主義のため、前例を探す。緊急事態下では、前例主義だけでは、対応できない。 ・そのため、非ルーチン事項（避難所におけるペットとペットアレルギー等）を議員が実施 ・ボランティアと住民のプライバシーの間をつなぐ役割を議員が担う ・横のつながり。本日の集まりを活用。 <p>Q 自主防災組織における高齢化</p> <p>A 自主防災組織に消防団が入っていなかった。自主防災組織を作る際の消防団の役割について考えておく必要がある。</p> <p><結果等></p> <p>市議会が真の地方自治の担い手として市民の付託と期待にこたえるには、地方自治の課題を深く理解し、その課題解決に向け、本来議会に課せられている役割を果たさねばならない。</p> <p>そのためにも、さらなる議会の機能強化を目指し、全国の市議会議員が共通する課題や今後の議会のあり方について共通認識を深めるとともに、これまで以上に自己研鑽に努めなければならない。</p>
備 考	

政務調査費領収書等添付用紙

使途項目

1-(5)

貼付欄

領 収 書					No. 42747
<u>大西智媛</u>					
領 収	金 額	9	146	700	円
金 額		千	百	十	角
但し 航空機代					17
上記金額正に領収致しました					
平成11年10月11日					
現 金	通				
小切手	通				
手 形	通				
振 达					
相 殺					
計					
注意 本領収書の金額を修正したもの及び会社印若無しものは無効と致します。					

SHIKOKU AIR SERVICE
高松市兵庫町8番地
TEL 087-851-7500

取扱
者印

(補記)

全国自治体病院経営都市議会協議会「第8回地域医療政策セミナー(10/25)」

1-(5) 交通費 航空機代 高松→羽田 羽田→高松

備 考

政務調査費領収書等添付用紙

使途項目

1-(6)

貼付欄

領 収 書									
Nº 42748									
大西智殿									
領 取 金 額	1	0	0	0	0	0	0	0	0
備 考	上記金額正に領取致しました 平成11年10月4日								
現 金									
小切手	通								
手形	通	日							
振込									
粗 穀									
詳									
注意：本領収書の金額を訂正したものの及び会社印扱者用が無いものは無効と致します。									
四国航空株式会社 SHIKOKU AIR SERVICE 高松市兵庫町8番地1 TEL 087-851-7500									
取扱 者印									

(補記)

全国自治体病院経営都市議会協議会「第8回地域医政策セミナー(10/25)」

1-(6) 宿泊費 ※食事なしプラン料金

備 考

政務調査活動記録票

氏名 大西智

年月日	平成24年10月25日(木)
場所	東京都千代田区平河町2-4-1 都市センターホテル3階「コスモホール」
相手方	全国自治体病院経営都市議会協議会主催の 「第8回地域医療政策セミナー」に出席
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>全国市議会議長会の「全国自治体病院経営都市議会協議会」加盟市議会における、病院経営の健全化のための活動に資することを目的に、地域医療政策に関するセミナーに参加した。</p> <p>当セミナーでは、医師不足・偏在問題をはじめ、日本の医療の実態に詳しい2名の講師より、地域医療をいかに守り育てるかについて、それぞれの経験や実務経験を踏まえた講演があった。</p> <p><内容></p> <p>講演①</p> <p>演題：「岐阜地域における当院の役割と今後の方向性～メガトラス工法と地域連携パスを中心に」</p> <p>講師：岐阜市民病院 病院長 富田栄一氏</p> <p>○岐阜県全体では医師不足、岐阜市は全国平均より多い</p> <ul style="list-style-type: none">・岐阜市からどのように手伝いにいかすか・6つの医師会 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none">・外来は出来る限り地域の病院へ <p>○医師不足</p> <ul style="list-style-type: none">・全国ワースト2位 <p>○聖域なき構造改革</p> <ul style="list-style-type: none">・診療報酬のマイナス改定・どのような検討を行ってもマイナス

- ・医師、看護師の疲弊

- 数字目標から「心にひびく医療」に目標転換
 - ・職員がいきいき働くことができる環境つくり
 - ・心にひびく「看護・医療等」
 - ・「誰の？」→自分の心に響くように

- 日本医療機能評価機構「働きやすい病院評価」

- ・患者の視点で評価
 - ・客観的な第三者評価

- 看護師不足

- ・うちの看護師の売りは？
 - ・働きやすい病院視点（錦の御旗になる）

- 平均在院日数

- ・日本だけが長かったが、徐々に下がってきた
 - ・入院総数は減少するが、新規患者は増える
 - ・外来は、かかりつけ医へ紹介
 - ・外来は減少し、時間外が増える

- 病院の役割分担

- ・小児科の夜間急病センター（日本でも最初）
 - ・個別には難しいが、一つの病院に集まることで実現
 - ・休日急病診療所

- 地域の機能分担

- ・岐阜大学、岐阜市民病院、岐阜赤十字病院がトライアングルで

- 今後

- ・周辺の病院へのアンケート
 - ・市民病院に何を求めているかの調査
 - ・救急医療、小児医療に期待、ニーズが大きい
 - ・救急車からの入院 かつて 1,000 人程度から今は 3,000 人

- 連携

- ・医療、福祉、介護の連携

- 地域がん拠点病院

- 病院収支

- ・平成 15 年に累積赤字の解消

- メガトラス工法

- ・現在の建物を温存したまま実施が可能

- プロポーザル 8 社

- 病診連携バス

- 病院と診療所の違い

- ・20 床以上

- 医療の高度化

- ・総合病院では対応できないほどの医療の高度化が進んだ
- ・そのため専門性が高まった
- ・病院は総合的に診療することが望まれるが、病気になった患者は、専門家を望む

○病院完結型から地域完結型医療へ

- ・何億円もする機材は、地域に一つあればよい
- ・一つの病院ですべての機材を揃えることは不可能

○病院と診療所の情報連携

○大病院志向

- ・日本人は、外国の6倍病院へ行く
- ・大病院は、手術等に特化することで、有効な資源の活用となる

○かかりつけ医の役割

- ・日々の健康管理
- ・生活情報を良く認識している

○役割分担を形にしたのが「連携パス」である

- ・きっちり定期的にみることもできる
- ・岐阜地域にいれば、どこにいっても同じ医療を受けられる

○一疾患一パスはなかなか難しい

- ・岐阜では、医師会が中心となり実施することで可能となつた

○岐阜地域医療連携研究会

- ・各年度において重点を決めて実施
- ・医師会と医師がフェイスツーフェイスで

○キーワードは、「医師会中心」

○検査をルール化することで、営利目的との誤解解消となる

○ドクタークラークを使って事務業務負担の軽減

○検査忘れも無くなる トリプルチェック

○早期発見

- ・15例全ては15mm以下

○病院の枠を超えたチーム医療

○1つパターンが出来上がりれば、他の疾患への応用がきく

○今度は、医療のみならず、福祉・介護との連携パスを

○医者はお金のためにやるのではなく、やりがいのために医療をやる

- ・心にひびく医療をしたいと思っている。

○なぜ心にひびく医療としたのか

- ・自身、非常に苦しんだ
- ・うれしいこと、楽しいこと、苦しんだこと、やりたいこと全て書き出し、分類し、分析し自分で自分に問いかけながら
- ・病院は製造業ではない。最愛の方が亡くなつたとしても、お札を言われる。

- ・病院は、心を売っている
- ・病院版のディズニーランドにしたい。
- ・解りやすさ → 繼続性、統一性
- ・働きやすい → 客観評価がほしかった。みんなが忙しくなっているため、不満もですが、他病院と比較すると軽いこともある。客観的な評価があることで、職員の納得性も高まり、不満も減った。

○平成15年からの病院の黒字化について

- ・独立行政法人化は、条件を自由に提示できるため、医師・看護師の取り合いでは強い。
- ・①診療報酬の変更に対する対応
- ・②医師の確保
 - ・現在の点数は、この専門家がいれば点数がつく
 - ・マンパワーの合計に点数がつくようになっているため、一般企業の論理は通用しない。
 - ・日本の医療スタッフ数は、世界に対して少ない。
 - ・医療費も高いが、質も高い。

○黒字化

- ・平成14年 地域連携を強化したものが大きい。
- ・かかりつけ医と密接な関係をもつことで、紹介が増える。

講演②

演題：「住民と対話する医療」

講師：関市国民健康保険藤沢病院 事業管理者 佐藤元美氏

○いい医療・信頼される医療とは

- ・役に立つ医療
- ・住民と話し合って作っていく医療

○語学の勉強法

- ・自分に伝えたいメッセージが大事
- ・相手が聞きたいと思う

○伝えたいメッセージ

- ①語り合う医療
- ②病院医療から地域包括ケアへ
- ③一緒に考えたい

○岩手県 藤沢町

- ・病院の無いまちであった。

○病院理念「忘己利他（もうこりた）」

- ・自治医大病院を創った中尾喜久先生が書いた

○岩手県

- ・もともと病院が多い県 30病院
- ・連携する病院がない
- ・亡くなる方の7~8割が町外で亡くなっていた。
- ・県も国も猛反対
 - ・県がうまくいかなかったのに県内で一番小さな町ができるのか
- ・現在は、町民死亡の7~8割を担当
- ・亡くなる時は、地元に帰りたくなる
- ・競争相手がいないため、裸の大将にならないように、第三者評価を導入
- ・看取りをするため、平均入院日数は長くなる
- ・午後の診療を重視することで、深夜の患者を減少させている
- ・情報のインフラ整備は重要

○全国の自治体病院の課題

- ・役所との人事交流
- ・役所側を向いて仕事をするのではなく、病院側を向いた仕事
- ・経営には専門知識が必要

○医療の質

- ・相対品質 昼出来ることが、夜できるか
平日は出来て、休日はできるか
- ・絶対品質 何ができる何ができない

○連携ができないなら統合する

○保健医療福祉共同体

- ・医療サービス、福祉サービス 入院と在宅
- ・メリットは、情報が消えない

○病気が治った後にお世話ができない医療はあまり役に立たない

○全身で一つのシステムとして医療をしたい

○いい医療だけでは足りない

- ・この患者さんの元気な時はなにを
- ・物語が交差する医療
- ・患者の話を聞くだけでは足りない
- ・地の人の話を聞く

○地の人、風の人がうまくブレンドするといい地域となる

- ・地の人、風の人は違うロジックで生きている
- ・通訳が必要

○正しい、正しくないでは、決められないものを決めるのが政治

- ・医療は免許のもと判断している。
- ・免許を持っている人は、まちを離れても生きていける。

- 医師と首長との関係
- どうやったら病院がつぶれるか
 - ・政治との喧嘩
 - ・レベルの低い病院
- 住民と医師が直接話し合う
 - ・住民との話がちゃんとできていたら、政治との喧嘩はあり得ない。
- 保険診療のルール
- ナイトスクールの成果
 - ・無診察投薬の要求の減少
 - ・クレームの減少
 - ・未収金の減少
- 社会人1年目は誰にでもある
 - ・社会人1年目をどのように育てるか。
- 医者、看護師数、法律の倍は必要である。
- 地域医療セミナー

<結果>

現在全国の自治体病院を取り巻く環境は、

- ・少子高齢化による医療ニーズと疾病の変化
- ・医師不足による医師の疲弊
- ・慢性的赤字基調による財源難

など、厳しい状況におかれている。

そのため、社会情勢や地域の特徴、患者のニーズ、限られた医療資源の有効活用の観点から、取り組まなければならない重要な課題である。

本日の講義では、

- ・数字目標から「心にひびく医療」に目標転換
- ・地域病院による機能分担と、各病院の役割分担
- ・医療、福祉、介護の連携
- ・地域連携パスの導入
- ・住民と医師が直接対話する医療

など、自治体病院が抱える課題への具体的な対応例が示された。

本市においても、同様な課題に対応すべく取り組みを進めているため、本日の講義のような先進的参考事例から学び、更なる取り組みを進めることが必要である。

備 考	
-----	--

政務調査費領収書等添付用紙

使途項目

1-(3)

貼付欄

領 収 証

大西 智 様 24年10月29日

★ ￥15,000

但 10/29 セミナー受講代として
上記正に領収いたしました

〒541-0057
大阪市中央区北久宝寺町1-5-8-5D
地方議員研究会

領 収 証

大西 智 様 24年10月30日

★ ￥15,000

但 10/30 セミナー受講代として
上記正に領収いたしました

〒541-0057
大阪市中央区北久宝寺町1-5-8-5D
地方議員研究会

(補記) 地方議員研究会主催セミナー「議会改革集中講座(10/29,30)」の受講料

備 考

政務調査費領収書等添付用紙

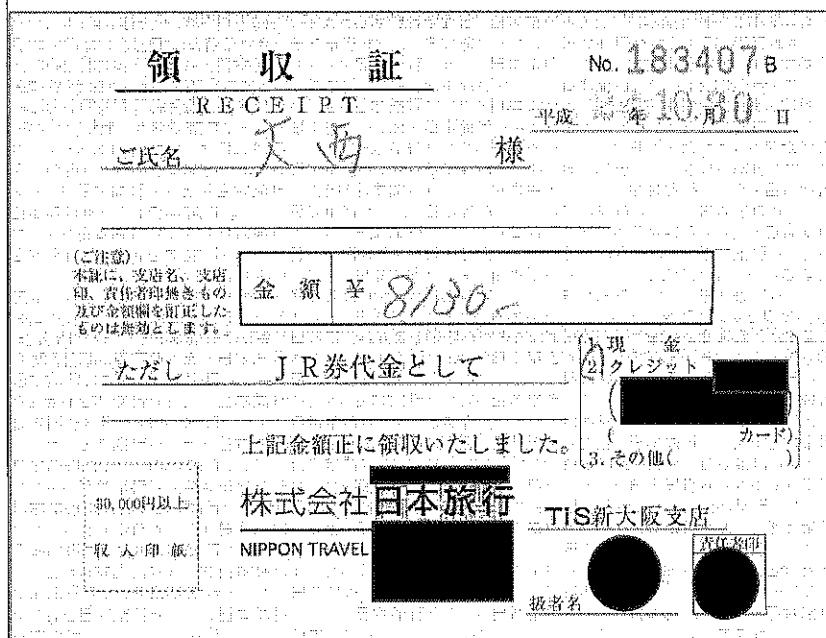
使途項目

1-(5)

貼付欄



高松駅 → 新大阪駅



新大阪駅 → 高松駅

(補記) 地方議員研究会主催セミナー「議会改革集中講座(10/29,30)」の交通費

備 考

政務調査費領収書等添付用紙

使途項目	1-(6)
貼付欄	
 領 収 書 お部屋番号 1621 お名前 村口 勝 様 日付 2012/10/29 金額 ¥7,500 クレジットカードにて領收いたしました。 アバホテル(大阪梅田構造前) 〒550-0011 大阪市西区土佐堀1-2-1 TEL 06-6449-9111 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">印紙税申告納 付につき西 税務署承認済</div> アバホテル株式会社 住所 大阪市西区土佐堀1-2-1 取引番号: 102004C102914688	
(補記) 地方議員研究会主催セミナー「議会改革集中講座(10/29,30)」の宿泊費 ※食事なしプラン料金	
備 考	

政務調査活動記録票

氏名 大西智

年月日	平成24年10月29日(月) 30日(火)
場所	大阪市淀川区西中島 6-5-3 サムティフェイム新大阪
相手方	地方議員研究会主催の「議会改革集中講座」に出席
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>全国の地方議会において行われている「議会改革・改善」について、その目的、効果、課題等の現状を把握し、議会改善の取り組みに生かしていくことを目的に、地方議員研究会主催の「議会改革集中講座」に参加した。</p> <p>当セミナーでは、</p> <p>○1日目「政務調査費の使途基準の在り方」</p> <ul style="list-style-type: none">・そもそも政務調査費とは・最近の訴訟の問題点・身近な使途のQ&A <p>○2日目「議会基本条例の意義・役割」</p> <ul style="list-style-type: none">・先進自治体の取り組み・議会基本条例制定の効果・議会報告会、市民討議会 <p>について、講義が行われた。</p> <p><講義内容></p> <p>○1日目「政務調査費の使途基準の在り方」</p> <ol style="list-style-type: none">1. 政務調査費<ol style="list-style-type: none">(1) 政務調査費の目的 政務調査費の目的は、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の補助をすることにより地方議会を活性化し、その審議能力を強化していくこと。(2) 政務調査費による活動の性格

政務調査費による活動は、地方自治法 100 条 14 項において、「議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部を交付する」と規定されていることから、公務とはみなされない。

また、政務調査活動は、正規の議会活動ではなく、公務でないことから調査活動中に事故が発生した場合、公務災害の対象とはならない。

(3) 使途を考えるにあたっての判断基準

地方議会の議員は市政の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動が期待されている。

調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性に関する判断については原則として議員の良識に委ねられている。

政務調査費の支出の対象となった活動に調査研究の実質があるか否かの判断点は、

- ①調査目的と市政の関連性
- ②調査方法および内容等に関する具体的説明の有無
- ③調査方法の妥当性
- ④調査活動と支出経費の相当性
- ⑤調査結果の保存の有無

などである。

(4) 具体的使途に対する考え方と裁判例

調査研究活動又は会議の場において、当該研究又は会議の目的達成の上で、関係者との会食等を要する場合は想定される。

このような場合における飲食は、調査研究又は会議に伴うものとして、議員個人が日常、私的に行う飲食とは異なる公的性質を帯びる。

必要性、相当性の判断点は、

- ①会議又は調査研究の目的、内容
- ②当該飲食の場所及び内容
- ③支出金額
- ④回数

などであり、調査研究又は会費に伴うものとして、社会通念上適切なものとして許容されることが必要。

2. 政務活動費

(1) 変更内容

- ①政務調査費の名称が政務活動費へ変更
- ②交付目的に『その他の活動』を加えて「議員の調査研究その他の活動に資するため」に変更
- ③政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めること

と規定

- ④長に政務活動費についての使途の透明性の確保の努力義務を課す旨の規定

○2日目「議会基本条例の意義と役割」

1. 議会改革

(1) 議会改革の必要性とその契機

議会が二元代表制のもとにおいて、議会が有する監視機能と政策立案機能を十分に果たせていないことから、議会基本条例制定をはじめとする地方議会の改革が必要。

(2) 二元代表制の意義と採用理由

地方公共団体における二元代表制は、採用からすでに60年以上が経過しており、長と議会が相互に牽制し、均衡と調和のもと地方自治の円滑な運営をはかっている。

しかし、現状と課題として、

- ①長が与党的な勢力を議会に形成することにより議会の監視機能が十分に機能しない
- ②長が議会に与党的な勢力を形成できない場合、執行権行使するのが困難になる場合ある
- ③政策立案機能がほとんど働いていない
- ④議決機関としての役割を果たさず、追認機関となっているなど、二元代表制は完全には機能していない。

(3) 議会改革の必要性

住民の根強い議会不信を払しょくするには

①議員定数及び議員報酬の削減による経費削減

②住民の多様な意見を集約し、それを議会に反映することにより住民から負託を受けた議会としてより役割を果たすための審議の充実、機能強化

による議会改革が必要。

2. 議会基本条例

(1) 議会基本条例とは

議会基本条例とは、議会の活性化と充実のために、議会運営に関する事項及び情報公開並びに住民参加を基本とすることを定めた条例。

但し、

- ①地方自治法に沿いながら、独自の議会運営のルールを創造しようとする場合

②現行の地方議会法制という枠を超えて、今後の議会のありかたを定めようとする場合がある。

(2) 議会基本条例の制定効果

基本条例を制定することは、議会改革をするための一つの手段であり目的ではないことから、制定しただけでは何の効果も生じないことに注意が必要。

(3) 自由討議

自由討議とは、議員間において意見交換や政策論議を行うことをいう。

自由討議を行うことにより、議員間における一致点や対立する論点を見つけることが可能。

対立する論点について各議員が互譲や妥協をすることによりどこまで歩み寄ることができるかがカギ。

自由討議の問題点と課題としては、

- ①議会において、会派性を引いていること、事由討議の効力が半減すること
 - ②発言順序や発言時間等の制限を伏すことは適当でないこと
 - ③自由討議の場が議員の演説の場になってしまふこと
 - ④議員同士による議論をすること自体が困難であること
- などが挙げられる。

(4) 反問権

法律上、執行部が議員に対し質問する反問権または質問権は、地方自治法上根拠規定がない。

質問権は、議会が有する執行機関の行う執行行政を監視する権限である監視権に由来するものである。

議会は、当該団体の事務について執行権を与えなければならない。

反問権の必要性として、

- ①議員が政策提言した事業について、予算上の措置がない場合に質す場合
 - ②議会としての意思がどこにあるかを執行部として疑義を質す場合
 - ③長が述べた意見に対し、議会としてどう考えるかを問う場合
 - ④執行機関への質問が不明瞭な場合に、その意図するところを質す場合
- がある。

反問権の効果と留意点として、議員の無責任な政策提言や意見表明

を行うことを抑制するとともに、当該団体の事務に関して研究・研鑽に励み、質問自体が秩序立てられる効果がある。

しかし、長と議会が政治的な対立等から感情的な対立を引き起こしているような状況においては、理性的な反問権の行使がなされない場合がることに留意する必要がある。

(5) 議会報告会

議会報告会とは、市政や議会活動について住民に報告するとともに、住民との意見交換を通じて政策形成に資することを目的としてなされる議会の広報広聴活動の一形態である。

議会報告会と議員報告会の相違として、議会報告会は報告の主体として議会が行う広報広聴活動であり、議員報告会又は会派報告会は、議員又は会派が主体となった広報広聴活動である。

公務との関係性は、議会基本条例に議会報告会を行う旨を規定したとしても直ちに議会の正規の議会活動の範囲に入らず、公務とはならない。

そのため、地方自治法 100 条可 3 項に基づき議員派遣の手続きを取るのが適当である。

報告会参加議員の発言留意点として、議会報告会は、議会の意思決定した事項につき、議会を格子柄する一員として行うべきものであるため、原則として個人としての意見を述べるのは適当ではない。

議会報告会の課題として、開会中または閉会中における議員活動や政務調査活動への影響や、議会報告会参加者数の伸び悩みと属性の偏りが挙げられる。

<結果等>

政務調査費の目的は、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の補助をすることにより地方議会を活性化し、その審議能力を強化していくことであり、政務活動費に変更となることで、更にその目的の達成に向けた取り組みが必要である。

また、議会基本条例制定などによる議会改革・改善は、手法であり目的ではないことを認識し、真に地方議会の役割を果たし、住民の付託に応えるものとしなければならない。

備 考

政務調査費領収書等添付用紙

使途項目	1-(3)
貼付欄	
<p style="text-align: center;"><u>領 収 証</u></p> <p>大西 智 様 <u>25年2月7日</u></p> <p>★ <u>¥15,000</u></p> <p>但 2/7 セミナー受講代として 上記正に領収いたしました</p> <p>〒541-00 [REDACTED] 大阪市中央区北久宝寺町1-5-8-5D 地方議員研究会 [REDACTED]</p>	
<p style="text-align: center;"><u>領 収 証</u></p> <p>大西 智 様 <u>25年2月8日</u></p> <p>★ <u>¥15,000</u></p> <p>但 2/8 9:30~11:30 セミナー受講代として 上記正に領収いたしました</p> <p>〒541-0057 大阪市中央区北久宝寺町1-5-8-5D 地方議員研究会 [REDACTED]</p>	
(補記) 地方議員研究会主催セミナー(2/7,8)の受講料	
備 考	

政務調査費領収書等添付用紙

使途項目	1-(5)、1-(6)
貼付欄	
(補記) 地方議員研究会主催セミナー(2/7,8) 1-(5) 交通費 46,940 円 1-(6) 宿泊代 13,125 円※食事なしプラン料金	
備 考	

政務調査活動記録票

氏名 大西智

年月日	平成25年2月7日(木) 8日(金)
場所	東京都中央区八重洲2-2-1 ダイヤ八重洲ビル3階303号室
相手方	地方議員研究会主催セミナーに出席
目的・内容 ・結果等	<p>＜目的＞</p> <p>少子高齢化の進展や人口減少社会を迎える、多くの公共施設・公用施設等の建築物やインフラ設備の効率的な活用が課題となっている。</p> <p>また、これら公共・公用施設の老朽化の進展に伴い、今後、建て替えの時期を迎えるが、建て替え等が一時期に集中することが予想され、その財政負担を軽減し、かつ平準化することが求められる。</p> <p>そのため、公共施設のマネジメント理論や戦略的な自治体経営などについて学ぶことにより、本市におけるファシリティマネジメントに生かしていくことを目的に、地方議員研究会主催セミナーに参加した。</p> <p>当セミナーでは、</p> <p>○1日目「公共施設マネジメントの理論と実際」</p> <ul style="list-style-type: none">・ファシリティマネジメント戦略・先進的な自治体の取り組み事例・R.O.A分析と2軸分析 <p>○2日目「自治体経営刷新に向けた勘所」</p> <ul style="list-style-type: none">・戦略的自治体経営とは・自治体経営システムの条件・地方議員の着眼点 <p>について、講義が行われた。</p> <p>＜講義内容＞</p> <p>＜1日目＞「公共施設マネジメントの理論と実際」</p> <p>I. 基礎編～公共施設マネジメントとは何か</p> <p>1. 公共施設とは</p> <p>○公用財産と公の施設</p>

- ・アセットマネジメント=広い範囲の資産を指す（土地・建物・インフラ）
- ・ファシリティマネジメント=公用財産、公の施設（施設・箱物等）
- ・対象範囲は自治体毎にさまざま
- ・問題があるところに、対してマネジメントする
- ・問題・課題を明確化し、共通認識する必要がある

2. 公共施設を取り巻く状況・問題

○自分の自治体ではどんな問題があるか

- ①どこに目的を置くか
- ②どのような状況にあるか
 - ・更新（建替え）費用
 - ・総量抑制
 - ・長寿命化
 - ・エネルギーコスト、
 - ・環境負荷の低減（CO2削減）
 - ・さいたま市は、全てのデータをきっちり把握している
 - ・実態把握、データの蓄積が必要

3. 公共施設マネジメントの必要性

- ・ファシリティマネジメントは「ヨコ」の機能（人事・財務・情報等と同様）
- ・総量縮減は、資産&コスト縮減とCO2削減の一石三鳥
- ・「つくる時代」から「使いこなす時代」へ

II 実際編～取り組み事例から学びます

4. さいたま市「公共施設マネジメント計画」
5. 青森県「ファシリティマネジメント」
6. 佐倉市「ファシリティマネジメント」
 - ・保全情報システムの導入
 - ・インハウスエスコ実施により、水道料金の削減
 - ・学校における児童数と水道の使用量の関係を比較できることで、使用量の要因が明らかに。
 - ・保育所の建替えにおいて、仮設園舎の設置場所を他部門所有の遊休地を活用することで、費用削減
 - ・自動販売機の置権利の入札化
7. 尼崎市「公共施設最適化」

III 理論編～基本とすべき考え方を理解して理論武装！

8. 公共施設評価の視点～ROA分析と2軸分析

○ ROA (リターン・オン・アセット)

・便益 - 費用 (分子)

・資産 (分母)

○「2軸分析」による優先度の可視化

・優先順位を明確にするために有効。

9. 自治体経営からみた公共施設マネジメントの全体像

○客観事実(データ)の把握・見通し

・公共施設白書

・各種自治体で策定事例あり。

・後々の活用やデータの維持更新を考えることが重要。

○資産圧縮には、3つのレベルのマネジメント

・第1段 都市全域 → 広域化

　　庁舎、病院、文化ホール、中央図書館、大型スポーツ施設等
　　ワンセット主義から転換、他都市と分担・共有する

・第2段 地域 → 多機能化 (複合・合築)

　　学校、幼稚園、保育園、福祉施設、公民館、地区図書館等
　　中核施設に各機能がテナントとして入居する

・第3段 地区 → ソフト化 (民活)

　　集会所、公営住宅等

　　自治体が資産保有せず、民間施設を利用する。

・以上から生じる余剰資産 → 有効活用

<2日目>「自治体経営刷新に向けた勘所」

I. 戦略計画と行政評価の本質

事例：戦略計画と行政評価（業績評価）に基づく経営 プリンス・ウイリアム・カウンティ（群）

○プリンス・ウイリアム郡のマネジメントサイクル

- ①戦略計画の立案→②成果指標の設定→③予算編成等の資源配分→
④行政サービスの提供→⑤業績の測定と評価→再び①へ

○戦略計画の構成と内容

①使命

・ウンティ政府の役割や存在意義についての規定。

②戦略目的

・カウンティが5年後にどうなっていたいかに関する定性的記述。

（「経済開発」「教育」「効果的な政府」「安全」「交通」の5つの
戦略分野）

③2001年コミュニティアウトカム

- ・戦略目標を達成することによりコミュニティに生ずる変化で、測定可能なものの（定量化された目標）

④戦略的手段

- ・戦略目標を達成するためにカウンティがとるべき2～5年間のステップと、具体的な6～24ヶ月の月間の手段。

○予算配分の考え方

- ・戦略に基づく「重要性」「達成率」をマトリクスに参考資料を基に論議・決定

○アカウンタビリティのためのレポート

- ・SECレポート（決算・評価報告書）
- ・時系列分析、周辺4自治体との比較分析（住民、行政にとってもわかりやすい）

II. 自治体経営システム刷新のポイント

○経営システム刷新のチャンス

A)市町村合併

B)首長選挙（首長マニフェスト）

C)基本構想・基本計画の策定・改定

D)管理系（情報）システムの更改（財務奔）

E)監査における指摘

F)議会における指摘（質問）

○多様な主体の政策目標の共有と政策形成への参画

- ・論議になるのは、「本当にできるのか」である。
「多様な意見・情報・視点」（情報）→「議論」（議論の質を高める）
→「決めるべき人（達）が決める」（判断の質を上げる）→実行

○計画の戦略性（重点性）

①従来型行政計画

- ・組織が何をするかを整理したものの。
- ・施策事業ありきで、目的は後付。

②戦略計画

- ・組織は何を実現すべきか。
- ・いかに実現するかを明らかにする。

○目標実現型のマネジメントサイクル

- ①戦略計画の立案→②成果指標の設定→③予算編成等の資源配分→

④行政サービスの提供→⑤業績の測定と評価→再び①へ

○目標の一元性と関連性

- ・どの目標に向かって進めているのか一元的に整理する。上位目標から下位目標へとレベルを変えながら連続的に関係付ける。
- ・政策体系、組織体系、予算体系、評価体系を整合させることから、評価の指標や目標を一元化（全体として、筋の通ったものとする）。
- ・目標の間には、相互に、連関性を持たせる。

○体系（政策・組織・予算・評価）の整合性

- ・政策体系、組織体系、予算体系、目標（評価）体系を整合性のあるものとする。ただし、整合性のあるものとは、対応関係を明確にすることであり、厳密に一致させるものではない。
- ・組織と予算の整合性は取とれていることが多いが、組織と政策・施策との関連性が取れていないことがある。

○意思決定の集権・集中性と分権・自律性

- ・トップダウン、ボトムアップどちらも必要
- ・「〇〇」を達成するために、権限を委任する。目標の明確化が必要。

○客観的な評価情報に基づく経営判断

- ・予算の獲得のための予算編成ではなく、業績測定に伴った予算平成にすべき。

○計画性と機動性、政治サイクルとの連動性

- ・成果指標をどうみるか
- ・どのような状態を目指しているのかを考え、現在どのような状態であるかを理解する。

＜結果等＞

少子高齢化の進展や人口減少社会を迎えるなか、これらの自治体運営には、「公共施設のマネジメント」や「戦略的な自治体経営」が必要不可欠である。

そのためには、現状把握・分析により住民を含めて共通の課題認識を持ち、組織横断的な戦略計画のもと、適切にマネジメントサイクルを回してきくことが必要である。

備 考

政務調查費領收書等添付用紙

使途項目	1-(4)
------	-------

貼付

領收証							
大和會 様							
金額							
				￥	6	0	0
但	地方議員勉強会会員より上記正確領取いたしました						
内 質							
現 金							
小切手	/						
手 形	/						
消費税額等(%)							
合計額 約額: 470							

志の会
五味伸龍

落印

(補記)

・ 地方議員勉強会 H24年度分会費

備 考

政務調査費領収書等添付用紙

使途項目	1-(7)																																																
貼付																																																	
※証明書別添																																																	
(補記)																																																	
・通話料のみ																																																	
<table border="1"><tr><td>H24.5月分携帯電話代</td><td>4,950 × 1/2 =</td><td>2,475.0 →</td><td>2,475 円(1円未満は切り捨て)</td></tr><tr><td>H24.6月分携帯電話代</td><td>5,279 × 1/2 =</td><td>2,639.5 →</td><td>2,639 円(1円未満は切り捨て)</td></tr><tr><td>H24.7月分携帯電話代</td><td>5,069 × 1/2 =</td><td>2,534.5 →</td><td>2,534 円(1円未満は切り捨て)</td></tr><tr><td>H24.8月分携帯電話代</td><td>6,353 × 1/2 =</td><td>3,176.5 →</td><td>3,176 円(1円未満は切り捨て)</td></tr><tr><td>H24.9月分携帯電話代</td><td>6,799 × 1/2 =</td><td>3,399.5 →</td><td>3,399 円(1円未満は切り捨て)</td></tr><tr><td>H24.10月分携帯電話代</td><td>7,914 × 1/2 =</td><td>3,957.0 →</td><td>3,957 円(1円未満は切り捨て)</td></tr><tr><td>H24.11月分携帯電話代</td><td>9,108 × 1/2 =</td><td>4,554.0 →</td><td>4,554 円(1円未満は切り捨て)</td></tr><tr><td>H24.12月分携帯電話代</td><td>6,857 × 1/2 =</td><td>3,428.5 →</td><td>3,428 円(1円未満は切り捨て)</td></tr><tr><td>H25.1月分携帯電話代</td><td>7,783 × 1/2 =</td><td>3,891.5 →</td><td>3,891 円(1円未満は切り捨て)</td></tr><tr><td>H25.2月分携帯電話代</td><td>6,117 × 1/2 =</td><td>3,058.5 →</td><td>3,058 円(1円未満は切り捨て)</td></tr><tr><td>H25.3月分携帯電話代</td><td>7,724 × 1/2 =</td><td>3,862.0 →</td><td>3,862 円(1円未満は切り捨て)</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td>36,973 円</td></tr></table>		H24.5月分携帯電話代	4,950 × 1/2 =	2,475.0 →	2,475 円(1円未満は切り捨て)	H24.6月分携帯電話代	5,279 × 1/2 =	2,639.5 →	2,639 円(1円未満は切り捨て)	H24.7月分携帯電話代	5,069 × 1/2 =	2,534.5 →	2,534 円(1円未満は切り捨て)	H24.8月分携帯電話代	6,353 × 1/2 =	3,176.5 →	3,176 円(1円未満は切り捨て)	H24.9月分携帯電話代	6,799 × 1/2 =	3,399.5 →	3,399 円(1円未満は切り捨て)	H24.10月分携帯電話代	7,914 × 1/2 =	3,957.0 →	3,957 円(1円未満は切り捨て)	H24.11月分携帯電話代	9,108 × 1/2 =	4,554.0 →	4,554 円(1円未満は切り捨て)	H24.12月分携帯電話代	6,857 × 1/2 =	3,428.5 →	3,428 円(1円未満は切り捨て)	H25.1月分携帯電話代	7,783 × 1/2 =	3,891.5 →	3,891 円(1円未満は切り捨て)	H25.2月分携帯電話代	6,117 × 1/2 =	3,058.5 →	3,058 円(1円未満は切り捨て)	H25.3月分携帯電話代	7,724 × 1/2 =	3,862.0 →	3,862 円(1円未満は切り捨て)	合 計			36,973 円
H24.5月分携帯電話代	4,950 × 1/2 =	2,475.0 →	2,475 円(1円未満は切り捨て)																																														
H24.6月分携帯電話代	5,279 × 1/2 =	2,639.5 →	2,639 円(1円未満は切り捨て)																																														
H24.7月分携帯電話代	5,069 × 1/2 =	2,534.5 →	2,534 円(1円未満は切り捨て)																																														
H24.8月分携帯電話代	6,353 × 1/2 =	3,176.5 →	3,176 円(1円未満は切り捨て)																																														
H24.9月分携帯電話代	6,799 × 1/2 =	3,399.5 →	3,399 円(1円未満は切り捨て)																																														
H24.10月分携帯電話代	7,914 × 1/2 =	3,957.0 →	3,957 円(1円未満は切り捨て)																																														
H24.11月分携帯電話代	9,108 × 1/2 =	4,554.0 →	4,554 円(1円未満は切り捨て)																																														
H24.12月分携帯電話代	6,857 × 1/2 =	3,428.5 →	3,428 円(1円未満は切り捨て)																																														
H25.1月分携帯電話代	7,783 × 1/2 =	3,891.5 →	3,891 円(1円未満は切り捨て)																																														
H25.2月分携帯電話代	6,117 × 1/2 =	3,058.5 →	3,058 円(1円未満は切り捨て)																																														
H25.3月分携帯電話代	7,724 × 1/2 =	3,862.0 →	3,862 円(1円未満は切り捨て)																																														
合 計			36,973 円																																														
備 考																																																	

〒760-0080
高松市木太町1849-1

大西智様



013043001003701077

株式会社NTTドコモ
受託会社 NTTファイナンス株式会社
ドコモ四国料金センター
お問合せ先 0120-815-360
受付時間 9:00~20:00

〒760 高松市錦町
-0020 2-4-8 ドコモ錦町ビル

ドコモご利用料金証明書

電話番号 [REDACTED]

年月分	ご利用金額	(消費税等相当額再掲)	支払年月日	記事
2012年 5月請求分 (2012年 4月利用分)	4,950円	355円	2012年 5月 9日	クレジットカードによるお支払
2012年 6月請求分 (2012年 5月利用分)	5,279円	251円	2012年 5月 8日	クレジットカードによるお支払
合計	10,229円	606円		

*1 モバイラーズチェック充当等でご請求金額が0円となった場合、「ご請求金額なし」と表示されます。

*2 本表は、一括請求回数単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。

2013年 4月 5日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ



〒760-0080
高松市木太町1849-1

大西 智様



013043201009695826

発行会社 NTTファイナンス株式会社
四国料金センター
お問合せ先 0800-333-0081
受付時間 9:00~20:00

〒760 高松市錦町
-0020 2-4-8 ドコモ錦町ビル

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等

年月分	ご利用金額	支払年月日	記事
2012年 7月分	5, 069円	2012年 7月 8日	クレジットカードによるお支払
2012年 8月分	6, 353円	2012年 8月 8日	クレジットカードによるお支払
2012年 9月分	6, 799円	2012年 9月 8日	クレジットカードによるお支払
2012年10月分	7, 914円	2012年10月 7日	クレジットカードによるお支払
2012年11月分	9, 108円	2012年11月 8日	クレジットカードによるお支払
2012年12月分	6, 857円	2012年12月 8日	クレジットカードによるお支払
2013年 1月分	7, 783円	2013年 1月10日	クレジットカードによるお支払
2013年 2月分	6, 117円	2013年 2月 7日	クレジットカードによるお支払
2013年 3月分	7, 724円	2013年 3月 8日	クレジットカードによるお支払
合計	63, 724円		

※1 事業会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。

※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。

2013年 4月 5日

NTTファイナンス株式会社



政務調査費領収書等添付用紙

使途項目 4-(1)

貼付欄

《領収書》

金額	金 11,000 円也
組織名	
氏名	大西 智
発行日	平成 24 年 4 月 26 日

上記の金額を書籍代金として
領收いたしました。

公益財団法人富士社会教育センター

静岡県御殿場市神場646
電話 0550-89-2530
FAX 0550-89-2516

(補記)

- ・書籍「新しい日本の教育像」1,500 円を購入
- ・書籍「新しい日本の憲法像」1,500 円を購入
- ・書籍「地方議員必携 政策ハンドブック」2,381 円
- ・書籍「地方議員読本 住んで幸せな地域社会のつくり方」1,900 円を購入
- ・書籍「市町村議会議員のための予算の見方&チェックポイント」1,905 円を購入
- ・書籍「市町村議会議員のための決算の見方&チェックポイント」952 円を購入
- ・書籍「市町村議会議員のための地方財政の見方&チェックポイント」2,190 円を購入

※上記書籍（合計 12,328 円）を 11,000 円で一括購入

備 考

政務調査費領収書等添付用紙

使途項目	4-(1)
------	-------

貼付欄

平和と平等をめざして 婦人しんぶん

領 収 証 No.

大西智様

¥ 3,600-

上記の金額を領収致しました

内訳

婦人しんぶん	2014年 4月～2015年 3月分	額	¥ 3,600-
		￥	
		￥	
		￥	
		￥	

日本婦人会議

25 5 25

女性会議香川県本部

高松市須原町3丁目1番5号

(補記)

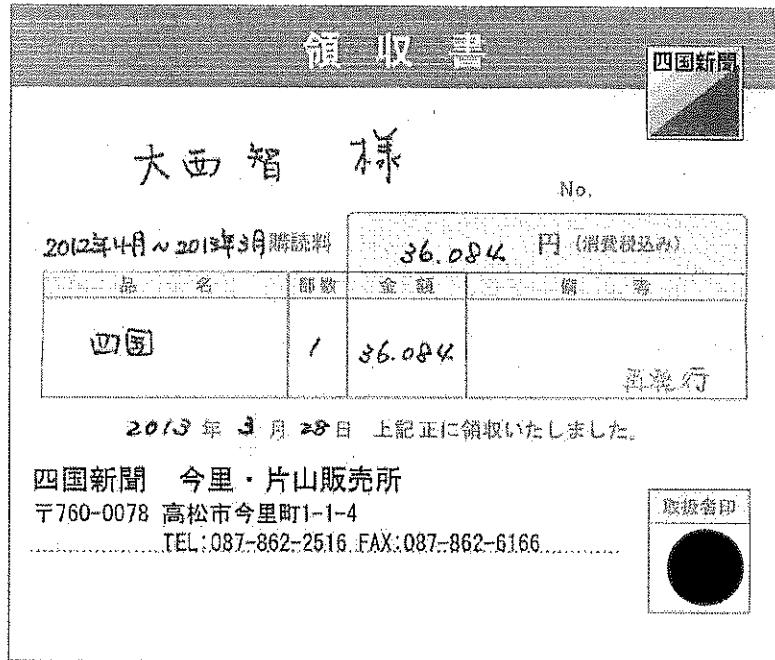
- 新聞「婦人しんぶん(月刊)」 300円×12ヶ月(H24.4～H25.3)= 3,600円を購入

備 考

政務調査費領収書等添付用紙

使途項目 4-(1)

貼付欄



(補記)

・新聞「四国新聞」 3,007 円 × 12 ヶ月 (H24.4～H25.3)=36,084 円を購入

備 考

政務調査費 金銭内訳票

全体分（三好、吉峰、岡野、三野、大西、中西） 平成24～25年

項目	内訳	金額(円)	項目	内訳	金額(円)
1 研究研修費	1 会場借上げ料		5 広報費	1 広報紙等印刷費	
	2 講師謝金	1,428		2 広報紙等送料	
	3 出席者負担金			3 会場借上げ料	
	4 会費			4 湯茶代	
	5 交通費			5 その他の費用	
	6 宿泊費			1 会場借上げ料	
	7 その他の費用	9,465		2 印刷費	
2 調査旅費	1 交通費		6 広聴費	3 湯茶代	
	2 宿泊費			4 その他の費用	
	3 その他の費用			1 給料	
3 資料作成費	1 印刷製本費		7 人件費	2 賃金	
	2 委託料			3 労働保険料等	
	3 事務用品購入費	1,971		4 その他の費用	
	4 事務用機器賃借料			1 賃借料	
	5 その他の費用			2 維持管理費	
4 資料購入費	1 図書購入費	44,986	8 事務所費	3 備品購入費	
	2 資料等購入費			4 事務用品購入費	
	3 その他の費用			5 事務用機器賃借料	
				6 その他の費用	
				9 その他の経費	1 その他の費用